

大学共同利用機関法人自然科学研究機構防火管理規程

平成17年11月17日

自機規程第 55 号

(趣旨)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）における防火管理の徹底を期し、火災の発生を未然に防止するとともに、火災による人的及び物的被害を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「機関等」とは、事務局、国立天文台、核融合科学研究所、基礎生物学研究所、生理学研究所及び分子科学研究所をいう。

(防火管理の総括等)

第3条 機構長は、機構における防火管理の全般を総括する。

2 機構長は、機関等の防火管理を、当該機関等の長（大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第2条第2項に定める岡崎3機関にあっては、当該研究所長のうちから機構長が指名する者）に行わせるものとする。

(防火委員会)

第4条 機構における防火管理に関する重要事項を審議するため、防火委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成し、委員長は、機構長をもって充てる。

- 一 機構長
- 二 理事
- 三 大学共同利用機関の長
- 四 事務局長

3 委員長は、必要があると認めるときは、前項の構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

4 委員会は、委員長が招集する。

5 委員会の庶務は、事務局施設企画室において処理する。

6 前5項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(機関等防火審議組織)

第5条 機関等の長は、当該機関等の防火管理に関する重要事項を審議するための組織（以下「機関等防火審議組織」という。）を、それぞれ置くものとする。ただし、岡崎3機関にあっては、共通の組織を置くものとする。

2 前項の組織の運営に関し必要な事項は、この規程に定めるもののほか、機関等の長が定める。

(防火管理者)

第 6 条 機関等の長は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の定めるところに従い、当該機関等の防火管理者を定め、当該機関等の防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上の必要な業務を行わせなければならない。

(防火担当責任者)

第 7 条 機関等の長は、当該機関等の防火対象物が設置されている地区ごとに、防火担当責任者を定めるものとする。

2 防火担当責任者は、防火管理者(当該地区に防火管理者が定められていない場合は、当該機関の長)を補佐し、担当地区の防火管理に当たる。

(機構長への報告)

第 8 条 機関等の長は、前 2 条に規定する防火管理者及び防火担当責任者を定め、又は変更したときは、遅滞なく機構長に報告するものとする。

(火元責任者)

第 9 条 機関等の長は、当該機関等の研究室、実験室、事務室その他防火上必要と認められる区域ごとに、火元責任者を定めるものとする。

2 火元責任者は、防火担当責任者の監督のもとに、担当区域内の火気管理、火気設備器具等の維持管理その他防火上必要な業務を行う。

(自衛消防隊)

第 10 条 機関等の長は、当該機関等に火災が発生した場合に被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を置かなければならない。

(防火教育・訓練)

第 11 条 機関等の長は、当該機関等の役員、職員、共同研究者、共同利用者、大学院生等（以下「役職員等」という。）に対し、防火に関する教育を行うとともに、消火、通報、避難等についての基本訓練及びこれらを総合した総合訓練を行わなければならない。

(消防用設備等の維持管理等)

第 1 2 条 機関等の長は、火災報知器、消火器、消火栓、防火扉等の消防用設備及び救助袋等の避難設備を備え、その位置、使用方法等を表示するとともに、あらかじめ役職員等に周知しておかなければならない。

2 機関等の長は、消防用設備及び避難設備を常に良好な状態に維持管理し、消防法その他法令の規定に基づく点検を行わなければならない。

(臨時火気使用)

第 1 3 条 各機関等において臨時に火気(電熱器等を含む。)を使用する場合は、当該地区の火元責任者及び防火担当責任者を経て、当該機関等の防火管理者の許可を受けなければならない。

(施設の変更等)

第 1 4 条 各機関等の建築物(仮設物を含む。)を新築、増築若しくは改築しようとするとき、火気使用施設、危険物施設、消防用設備、電気設備等を新設、移転若しくは改修しようとするとき又は大量の危険物を搬入し、若しくは搬出しようとするときは、当該機関等の防火管理者とあらかじめ協議しなければならない。

(消防機関との連絡等)

第 1 5 条 機関等の長は、当該機関等の防火管理に関し、消防法の定める当該機関等が行う届出等を行うものとする。ただし、岡崎 3 機関にあっては、当該研究所長のうちから機構長が指名するものが、岡崎 3 機関を代表して行うものとする。

(役職員等への周知)

第 1 6 条 機構長及び機関等の長は、この規程の実施に関し必要な事項その他防火管理に関する事項を定めたときは、速やかに、関係役職員等に周知しなければならない。

(補則)

第 1 7 条 この規程に定めるもののほか、防火に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 7 年 1 1 月 1 7 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から施行する。